京都市再犯防止推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第8条第1項 に規定する地方再犯防止推進計画の策定、変更及び運用に当たり、再犯防止の推進 に関する有識者及び関係者から意見聴取を行うことを目的に、京都市再犯防止推進 会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(委員)

- 第2条 推進会議の委員は15名以内とし、次に掲げる者及びその他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の役職者等
 - (3) 関係行政機関の役職者等
- 2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長)

- 第3条 推進会議に、座長及び副座長を置く。
- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 推進会議は、市長が招集する。
- 2 推進会議の議長は、座長が務める。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、保健福祉局生活福祉部生活福祉課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は生活福祉 部長が定める。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

附即

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。